

長野市監査委員告示第15号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 2 年 8 月 25 日

|         |         |
|---------|---------|
| 長野市監査委員 | 西 島 勉   |
| 同       | 榊 原 剛   |
| 同       | 小 林 義 直 |
| 同       | 寺 沢 さゆり |

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成27年度

包括外部監査 分

| 指摘事項   |   | 当初措置状況<br>(28年度)   | 令和元年度の措置状況  | 担当課   |
|--|---|--|---|-------|
| 3.29 不動温泉保養センターさ<br>ぎり荘、信州新町ふれあい公<br>園、信州新町青少年旅行村<br>(指摘事項)<br>回数券の未使用残高の管理に<br>ついて<br>(報告書180ページ) | <p>回数券の取扱いについて仕様書で、規定されている。<br/>回数券は冊子となっていて、表紙に有効期限が記載されている。切り離し無効であり、本券には有効期限の記載はないが、有効期限経過後は使用できないものとなっている。指定期間終了時における「前受金」(未使用残高)の把握については、所長の説明によると指定期間満了により指定管理者の交代が予定されている場合は、指定期間満了時までの有効期限を記載した回数券を購入者に説明の上同意を得て販売することで「前受金」が発生しないよう対応することである。</p> <p>しかしながら、指定管理終了は、指定期間満了によるもののほか、指定の取り消し、指定管理者の破綻等の通常でない事象も想定する必要があり、このような事象に対しては有効期限の変更では対応できない。通常でない事象にも対応できるよう検討すべきである。</p> | <p>指定期間終了後の回数券の未使用分の取扱いについては、新旧指定管理者との協議の上、有効期間内の未使用分の利用のみ旧指定管理者へ請求する等の方法もあるため、仕様書への記載方法については、変更を検討する。</p> | <p>指定期間終了後及び指定期間途中での指定取り消し等があった場合の未使用分回数券の取扱いについては、業務仕様書へ対応する内容の記載事項を追加した。</p> <p>指定の取り消しがあった場合は、長野市や次の指定管理者に回数券の発行枚数、使用済回数券の枚数、金額等を報告させ、回数券を購入した施設利用者へのサービス提供義務について、次の指定管理者と協議し引き継ぐ仕様書とした。</p> | 観光振興課 |